

農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン

令和3年4月9日

太田市農業委員会

このガイドラインは、農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に際し、太田市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が審査する農地法手続きの円滑化を図るとともに、事業者と周辺の農地所有者、耕作者及び地域住民（以下「周辺関係者」という。）との間のトラブルを回避することを目的とする。

- 1 事業者は、計画地の選定に際しては、あらかじめ農業委員会と十分に協議し、周囲の営農環境、住環境、自然環境等に支障を及ぼすおそれがある場合は、適正な被害防除対策（雨水排水処理、土砂流出防止等）に努めるものとする。
- 2 事業者は、周辺関係者に対しては、あらかじめ事業計画や被害防除対策等についての説明と合意形成に誠意をもって努めるものとする。
- 3 農業委員会は、上記1、2の事項に関して、審査上の必要があると判断したときは、事業者に対し、参考となるべき書類を求めることができる。
- 4 事業者は、農地転用許可後の土地利用についても、周囲の営農環境、住環境、自然環境等に支障を及ぼすことのないよう、適正な管理に努めるものとする。
- 5 事業者は、事業を終了する場合においては、事業者の責任で速やかに太陽光発電設備（フェンス等を含む）を撤去することとする。

附則

このガイドラインは、令和3年4月9日より施行する。